

# 「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」が始まります

## 2020年5月15日

### 人生のパートナー

### 大切な人への想いは、みな同じ



性自認が戸籍の性と異なったり性的指向が異性に限らない、いわゆる性的マイノリティの人が、同性の相手と、互いに人生のパートナーとなっても、現在の法律では、結婚はできません。

そのため、周りの人に、自分とパートナーとの絆を認めてもらう方法がなく、同性カップルの人は、苦しんでいます。

伊丹市では、誰もが互いの多様性を認め合う、共に生きる社会を目指し、このような性的マイノリティの人の不安を少しでも解消し、安心して暮らしてもらえるよう、同性パートナーシップ宣誓制度を開始します。

#### パートナーシップ宣誓制度とは・・・

互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを市長に宣誓した同性カップルに対し、市長が、これを証して、受領証をお渡しするものです。

同性カップルの人は、病院での面会や治療、住宅入居を始め、パートナー、家族としての関係が求められる様々な場面で、この受領証の提示により、夫婦と同様の関係性を理解されやすくなります。

詳細は裏面



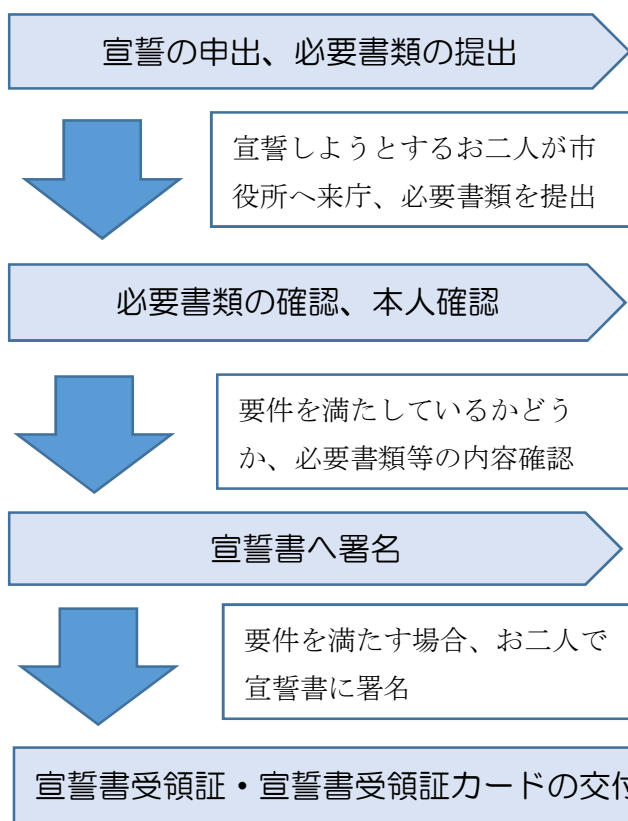
# 伊丹市同性パートナーシップ 宣誓の手続き

## ◇対象者の要件

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティのお二人で、次のすべてを満たしている方とします。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有し、又は概ね1か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 近親者でないこと（養子縁組は除く）。

## ◇手続きの流れ



## 提出書類

- ◇住民票の写し
- ◇戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書

## 提示書類（本人確認書類）

- ◇個人番号カード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって本人の顔写真が貼付されたもの等

## お問合せ先

伊丹市 市民自治部共生推進室  
同和・人権推進課  
電話：072-784-8077  
FAX：072-780-3519

## ＜宣誓書受領証カードの見本＞

(表面)

同性パートナーシップ宣誓書受領証カード

伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お二人から同性パートナーシップの宣誓書を受領しました。

\_\_\_\_\_様 \_\_\_\_\_様

宣誓日 年 月 日

伊丹市長  公印

(裏面)

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し支え合って、暮らしていく関係であると宣誓されたことを伊丹市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

発行：伊丹市

本人：\_\_\_\_\_ パートナー：\_\_\_\_\_

※通称名を使用している場合、戸籍上の名前

【緊急連絡先】(任意)  
私、本人が急病等万一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー連絡先 \_\_\_\_\_